

## 交付税算定における津波被災団体の人口の特例について

■昨日、総務省より交付税算定における原発被災団体及び津波被災団体の人口の特例について、全国の都道府県の財政課長等を対象とした説明会が開催されました。

■説明された特例措置は、平成27年の国勢調査人口を住民基本台帳ベースで置き換える国勢調査人口の特例(本市の特例後の人口は65,602人(前回比△10.7%)※下記①)を適用したうえで、人口急減補正の特例による段階的な激変緩和措置を講じ、さらに前回比マイナス10%以上引き下げない(※下記②)というものです。

■これらの特例措置を本市に当てはめて試算した普通交付税額は、平成28年度において概ね△0.9億円(△0.9%)、平成32年度において概ね△8.2億円(△8.5%)程度と見込まれ、今回の国勢調査人口の△11.7%をそのまま適用した場合の普通交付税試算額△9.9億円(△10.2%)と比べて、減額幅が大きく軽減されました。

■本市としては、平成27年の国勢調査で、大幅な人口減少が見込まれたことから、国に対し、平成28年度以降の交付税の算定においても平成22年の国勢調査人口数値を使用するなどの特例措置を要望してきたところであり、今回、一定の配慮がなされたことに感謝するところです。

■しかしながら、将来に向けて交付税が減額となる状況に変わりがないことから、本市としては、経常的経費の抑制を図るなど、引き続き財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えています。

### 【今回の特例措置の概要】

#### ①国勢調査人口の特例

・H27 国勢調査人口速報値 64,917 人(H22 国勢調査人口比△11.7%)を住民基本台帳ベース 65,602 人に引き上げ(685 人増)

$$\begin{aligned} <算式> H22 \text{ 国調人口}(73,489 \text{ 人}) \times H27 \text{ 住基人口}(66,929 \text{ 人}) / H22 \text{ 住基人口}(74,975 \text{ 人}) \\ &= \underline{\underline{\text{国勢調査人口の特例による人口【65,602 人】}}} \end{aligned}$$

#### ②人口急減補正の特例

- ・H22 国勢調査人口(73,489 人)を段階的に引下げ(復元率 0.9, 0.7, 0.5, 0.3, 0.1)
- ・最大減少率は△10%

### 【交付税試算額】

平成27年度の交付税の算定を基に本市が試算した平成28年度～平成32年度の普通交付税額は次のとおりです。

	普通交付税試算額	増減率
特例措置がない場合	△9.9億円	△10.2%
平成28年度	△0.9億円	△0.9%
平成29年度	△2.7億円	△2.8%
平成30年度	△4.6億円	△4.7%
平成31年度	△6.4億円	△6.6%
平成32年度	△8.2億円	△8.5%

平成27年度  
普通交付税額  
97.1億円

※上記は、平成27年度の普通交付税の算定方法に当てはめて試算したものであり、実際の毎年度の算定額は、この試算と大きく異なる場合があります。